

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは

放課後児童クラブ事業とは、共働き家庭など保護者が昼間に仕事などで家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に、校内や近隣施設において、遊びや生活の場を提供する事業。保護者の仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成のために重要な役割を担っている。

2 静岡市の実施状況

① 現在の設置箇所 市内76か所

〈内訳〉 葵 区：31か所、駿河区：21か所、清水区：24か所

○運営方法 公設民営（委託）

（委託先）葵区、駿河区、清水区の蒲原東、由比：市社会福祉協議会
清水区（蒲原・由比を除く）：各地区青少年育成推進委員会
蒲原西：地域のNPO法人

② 開設時間等

開設日：平日及び土曜日（年末年始を除く）（清水区（蒲原・由比を除く）は土曜日閉所）

開設時間： 平 日… 正午～午後6時（蒲原地区は午後6時30分まで）

土曜日及び長期休暇中…午前8時～午後6時（蒲原地区は午後6時30分まで）

③ 対象児童

原則、小学3年生まで

④ 児童クラブ利用状況

（各年度5月1日現在）

年 度	入会者計							待機 計	入会希 望者計	前年度 増加者数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計			
24	1,343	1,182	820	171	34	10	3,560	41	3,601	-
25	1,380	1,075	830	164	31	14	3,494	112	3,606	5
26	1,455	1,169	712	198	32	9	3,575	137	3,712	106

3 新制度での変更点

（1）対象児童の拡大

子ども・子育て支援3法により児童福祉法が改正され、事業の対象が、おおむね10歳未満の児童（3年生まで）から、小学校就学児童（6年生まで）に改正されたことから、本市においても、6年生までの入所希望児童に対応する必要がある。

（2）基準条例の制定

従来、法令上の最低基準はなかったが、改正後は、各市町村が、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることが義務付けられた。（改正児童福祉法第34条の8の2）

このため、本市においても、省令に従い、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める必要がある。 ※骨子案は、資料4-2参照

4 量の見込みについて ※資料5-1参照

5 国の「放課後子ども総合プラン」について ※資料4-3参照